

一般社団法人佐賀県産業資源循環協会
会長 篠原 隆博 様

佐賀県総務部税政課長

令和 5 年 7 月 8 日からの大雨により生じた産業廃棄物の搬入に対する
産業廃棄物税の課税免除について（通知）

産業廃棄物税については、佐賀県産業廃棄物税条例（平成 1 6 年佐賀県条例第 3 0 号。以下「条例」という。）により、排出事業者による産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入を課税対象としているところです。

その際、令和 5 年 7 月 8 日からの大雨により生じた産業廃棄物については、下記の内容で、条例第 5 条第 2 号及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則（平成 1 7 年佐賀県規則第 3 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 2 号に基づき、課税が不適当な搬入として産業廃棄物税の課税を免除しますのでお知らせします。

ついては、会員の皆様に対しても、この旨周知されるよう御配慮願います。

なお、特別徴収義務者には別途通知しておりますので申し添えます。

記

1 課税免除の対象

産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入であって次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 令和 5 年 7 月 8 日からの大雨で被災した施設の取り壊し工事等により生じた産業廃棄物
- (2) 排出事業者が焼却処理業者又は最終処分業者に直接、焼却処理又は埋立処分を委託する産業廃棄物（中間処理（焼却処理を含む。）後の産業廃棄物を除く。）

2 課税免除の手続き等

○ 排出事業者の手続き

廃棄物処理法により、産業廃棄物の焼却処理や埋立処分を委託する際に発行する「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の備考・通信欄等に、対象の産業廃棄物が令和 5 年 7 月 8 日からの大雨の被災施設の取り壊し工事等により生じたものである旨を記載し、当該工事以外により生じた産業廃棄物のマニフェストと区分けして発行の上、処理を委託する焼却処理業者又は最終処分業者に被災の事実を証する書類（被災施設の所有者等が受けた罹災証明書（写））等を提出すること。

なお、公共工事の場合にあつては、被災施設の取り壊し工事に係る契約書（写）を提出すること。

○ 特別徴収義務者（焼却処理業者及び最終処分業者）における確認及び申告

- (1) 回付されたマニフェストに、搬入された産業廃棄物が令和 5 年 7 月 8 日からの大雨の被災施設の取り壊し工事等により生じた旨が記載されていること、排出事業者から被災の事実を証する書類（罹災証明書（写）又は公共工事の場合の被災施設等の取り壊し工事に係る契約書（写）等）が提出されていることを確認し、産業廃棄物税を徴収しないこと。
- (2) 産業廃棄物税に係る納入申告書（規則様式第 1 1 号）の記載に当たっては、(1) で確認できたマニフェストと被災の事実を証する書類の写しを添付の上、課税免除となる搬入量を当該申告書③欄（最終処分場用の場合は②欄）に記載し、申告の対象期間中における搬入量である申告書①欄の数量から控除することで課税標準量を算出の上、申告納入を行うこと。